



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
5月9日
号外(3)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局) 1

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 常任委員会の委員の定数を改めることとしました。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第29号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例(昭和31年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8人」を「9人」に改め、同条第3号中「9人」を「8人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

